

第 3 5 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 2 4 日（火）午後 1 時 3 0 分より、役場庁議室において
第 35 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者 4 番 上 野 勇 樹

本日の議案は次のとおり

- 議案第 1 号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第 5 号 南幌町農業委員会の農地利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について
議案第 6 号 農業委員会の令和 8 年度の最適化活動の目標の設定について
議案第 7 号 南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱の一部を改正する告示制定について
議案第 8 号 現況調査委員の指名について

事務局出席者 事務局長 山 本 篤
農地係主査 森 川 真由美

議長 これより、第 35 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 11 名でございます。上野委員におかれましては欠席の届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。2 番 南 委員、
3 番 江郷 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 35 回南幌町農業委員会総会は、
3 月 24 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 35 回南幌町農業委員会総会
は、3 月 24 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 8 年 2 月 24 日、第 34 回農業委員会総会を開催した。

3 月 9 日～10 日、16 日、

令和 8 年第 1 回議会定例会に会長出席
した。

3 月 24 日、南幌町総合農政推進協議会総会に会長、
会長職務代理者出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 議案第1号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申し出があったので、審議願い意見を求める。

令和8年3月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1件でございます。農業用施設を建設するための転用となっております。

転用事業計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で781㎡他計2筆ございまして、1,705㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、農業用倉庫を建設したいのですが、既存の宅地内には建設する余地がなく、農用地区域外は、都市計画上の用途地域に指定されており、農業用倉庫を建設するには困難なため、当地を選定したとなっております。

事業計画につきましては、農業用倉庫1棟493.80㎡、既存格納庫1棟153.40㎡、作業通路1棟254.12㎡、既存通路185.00㎡、既存資材置場182.00㎡、雪堆積スペース436.68㎡となり、詳細につきましては添付した図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料1の農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料1をご覧ください。

転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は農業用倉庫の建設、工事計画の着工は令和8年4月初日、完了は令和8年〇月末日の予定となっております。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で1,705㎡となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合が良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第5** 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。
令和8年3月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農地法第3条の規定によ

る許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。

譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で12,030㎡他計31筆ございまして、244,846㎡となります。申請理由は、譲渡人は、農業を継いでいる息子に申請地を贈与したい。譲受人は、申請地を譲受け、今後とも農業に専念したいとしています。

別にお配りしている資料2 農地法第3条調査書により説明いたします。資料2をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。

同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。

同項第3号は、信託ではないので該当しない。

同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。

同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

なお、この件については、青木委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

7 番 議長 7 番

議 長 7 番 青木委員

7 番 説明のありました、所有権移転について、現地調査を行いました
が、周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

議 長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終わりましたので、
これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許
可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませ
んか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 日程第 6 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に
ついてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。
農地法第 4 条第 1 項の規定により、許可申請があったので、可
否の決定を求める。
令和 8 年 3 月 2 4 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第 3 号について説明いたします。農地法第 4 条の規定によ
る許可申請につきましては、1 件でございます。申請地につきま
しては、農用地区域内農地になります。
転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇。所在と地番は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

畑で781㎡他計2筆ございまして、1,705㎡となります。申請理由は、既存の施設では手狭になったため、農業用倉庫を建設したいのですが既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存の宅地に隣接し、利用上の都合が良いので農業用倉庫を建設するものです

続きまして、資料3の農地法第4条調査書について説明いたします。資料3をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用区域内農地です。(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、農業用倉庫を建設するには困難である。次ページにまいります。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

5番 議長 5番

議長 5番 久保 委員

5番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いましたが、確かに現在の宅地内に農業用倉庫を建設するには必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われれます。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明

が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第7** 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の要請について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を策定することの要請について議決を求める。
令和8年3月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積等促進計画の要請につきましては、使用貸借が1件です。
使用貸借 整理番号7の3の1の貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借り手は、〇〇〇〇〇〇〇。整理番号7の3の2の貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で1, 226㎡他計3筆ございまして、30, 508㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇日までの〇〇年間となります。

以上、促進計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積等促進計画の要請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第8** 議案第5号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について。

農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、農地利用最適化交付金事業を実施するため、南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針の一部を改正したので、議決を求める。

令和8年3月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について、説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での委員の活動の整合性

を確保するため、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、農業委員の改選に併せて定期的に見直しを行うこととなり、令和8年度が改選期ですので、指針の検証、見直しを行うものです。

第1 基本的な考え方については、遊休農地の発生防止・解消に務め、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づき中間管理事業を活用した利用調整の取組の必要性を示しています。

第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法については、1から3までの項目において、現状を令和5年度数値、3年後の目標を令和8年度数値、目標については5年後の令和10年度としています。(2)具体的な推進方法については、各項目により標記しています。(3)評価方法については、各項目数値による評価とし、単年度の評価として、各年度の「農業委員会による最適化活動の推進等について」及び「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割、町で策定する「地域計画」に基づき、当農業委員会では、農地を効率的かつ総合的に利用していくための役割を以下に記載しています。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針の一部改正については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第 9 議案第 6 号 農業委員会の令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 6 号 農業委員会の令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について。
「農業委員会による最適化活動推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け経営第 2584 号）農林水産省経営局長通知に基づき、
「令和 8 年度の最適化活動の目標設定等」について議決を求める。
令和 8 年 3 月 2 4 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 6 号について説明いたします。
農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況の公表を目的としております。今回は、令和 8 年度活動目標の設定をするものです
令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。
Ⅰ 農業委員会の状況。1 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の体制を記載しております。2 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づき記載しております。
次ページ、Ⅱ 最適化活動の目標。1 最適化活動の成果目標、
（1）農地の集積。①現状及び課題については、本町の農地面積は耕地・作付面積統計及び集積面積は担い手へ利用集積されている総面積を記載しております。②目標につきましては、目標年度を令和 1 2 年度として、南幌町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき集積率を概ね 9 5 %としております。
（2）遊休農地の解消。①現状及び課題及び②目標については、本町では遊休農地の発生がありませんが、引き続き農地パトロールを実施し、未然に防止するとしております。
次ページの（3）新規参入の促進。①現状及び課題については、過去 3 か年では新規参入者はなしとしています。②目標について

は、過去3か年の権利移動面積の平均値の1割を設定しております。

続きまして、2最適化活動の活動目標。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、月6日を設定しています。

(2)活動強化月間の設定目標は年3回を予定しており、内容は記載のとおりとなっています。

(3)新規参入相談会への参加目標については、参加回数を1回と設定し、内容は記載のとおりとなっています。

なお、今後の公表に係る業務ですが、最適化活動の目標の設定等が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号 農業委員会の令和8年度の最適化活動の目標の設定等については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第10** 議案第7号 南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱の一部を改正する告示制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局長 議案第7号 南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱の一部を改正する告示制定について。

南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱（平成31年南幌町告

示第10号)の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和8年3月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第7号について説明いたします。

改正の概要につきましては、農業委員報酬の支給について、国からの農地利用最適化交付金を活用するために、地方自治法第203条の2第5項に基づき農業委員の能率報酬について、町の条例で定める必要があることから、本年3月9日に開催された令和8年第1回議会定例会において、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定」が議決されました。この改正を受け、本要綱についても改正するものです。別紙の資料4の新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正箇所でございます。

第2条中「号」の次に(。以下「条例」という。)を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例別表に定める能率報酬の予算の範囲内で町長が定める額は、次のとおりとする。

会長 月額 36,600円

会長代理 月額 28,800円

委員 月額 27,600円

第3条を削る。

附則として、この告示は令和8年4月1日から施行する。

なお、委員へ支給する報酬額については、基本報酬と能率報酬の合計額となることから、月額報酬そのものには変更ありません。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第7号 南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱の一部を改正する告示制定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第 11 議案第 8 号 現況調査委員の指名について**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 8 号 現況調査委員の指名について。
南幌町農業委員会現況証明取扱内規第 3 の 1 の規定により現況調査委員を指名したい。
令和 8 年 3 月 2 4 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 8 号について説明します。
令和 8 年 4 月から令和 8 年 7 月までの現況調査委員の指名については、記載のとおりでございます。
以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、現況調査委員の指名についてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。
第 35 回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第 35 回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午後 2 時 0 0 分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

2 番

3 番